

みずほキャッシュカード（法人用）規定

株式会社みずほ銀行

1. カードの利用

普通預金口座および当座勘定のいずれかについて発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行のＡＴＭ／ＣＤを利用して普通預金または当座勘定を払い戻す場合、および当座貸越を利用して当座勘定を払い戻す場合。（これらの払い戻しを以下、「預金の払い戻し」といいます。）
- (2) 当行のＡＴＭを利用して普通預金または当座勘定に預け入れる場合。（これらの預け入れを以下、「預金の預け入れ」といいます。）
- (3) 当行のＡＴＭを利用して預金の払い戻しを行い、同時に代わり金を他の預金に預け入れる場合。（この取り扱いを以下、「振替入金」といいます。）
- (4) 当行のＡＴＭを利用して預金の払い戻しを行い、代わり金を当行本支店および当行以外の金融機関の本支店（ＡＴＭがご案内表示する金融機関およびその本支店に限ります。以下同様とします。）にあるご指定のお受取人の当座預金、普通預金、または貯蓄預金口座に振込入金する場合。（以下、当行本支店および当行以外の金融機関の本支店にあるお受取人にある預金口座に振込入金することを単に「振込」といいます。）
- (5) その他当行所定の取引をする場合。

2. 当座勘定の払い戻し

当座勘定規定第 7 条の定めによらず、カードにより当座勘定を払い戻すことができるものとします。

3. ＡＴＭ／ＣＤによる預金の払い戻し

- (1) 預金の払い戻しにあたっては、ＡＴＭ／ＣＤにカードを挿入し、届出の暗証および払戻金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書、小切手の提出は必要ありません。
- (2) 預金の払い戻しは、ＡＴＭ／ＣＤの機種により当行が定めた金額単位とし、1 回あたりの払戻金額および 1 日当たり払戻金額は、当行が定めた範囲内とします。

4. ＡＴＭによる預金の預け入れ

- (1) 預金の預け入れにあたっては、ＡＴＭにカードを挿入し、現金を投入してください。ＡＴＭにより現金を確認したうえで預金の預け入れの手続をします。この場合、通帳および入金帳、入金票の提出は必要ありません。
- (2) ＡＴＭによる預金の預け入れは、ＡＴＭの機種により当行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1 回あたりの預金の預け入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

5. ＡＴＭによる振替入金等

- (1) 振替入金にあたっては、ＡＴＭに払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の小切手または通帳および払戻請求書ならびに振替入金口座の入金票の提出は必要ありません。
- (2) 振替入金は、1 円単位とし、1 回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた手続の範囲内とします。
- (3) ＡＴＭの案内手順に従って操作し、振替入金金額の確認操作を行った後は、ＡＴＭでのこの振替入金の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、振替入金口座名義人の承諾が必要となります。詳細は振替入金の操作を行ったＡＴＭ設置店の窓口にご照会ください。

6. ＡＴＭによる振込

- (1) 振込にあたっては、ＡＴＭに払戻口座のカードを挿入し、届出の暗証、その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻口座の小切手、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 1 回あたりの振込金額は当行の定めた範囲内とします。
- (3) ＡＴＭの案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、ＡＴＭでのこの振込の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、窓口営業時間内に、振込の操作を行ったＡＴＭ設置店の窓口へ申し出てください。この場合は組戻手続により処理するものとし、組戻不能の場合に生じた損害については当行は責任を負い

ません。

7. A T M / C D利用手数料等

- (1) 預金の預け入れおよび預金の払い戻しには、当行所定のA T M / C D利用に関する手数料（以下「A T M / C D利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) A T M / C D利用手数料は、預金の預け入れ時・預金の払い戻し時に小切手または通帳および払戻請求書なしで当該口座から自動的に引き落とします。なお、この場合、払い戻し金額とA T M / C D利用手数料および振込手数料金額との合計額が払戻可能額（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるときは払い戻すことができません。
- (3) 当行のA T Mを利用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を振込資金の預金口座からの払い戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その払い戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、この場合、振込金額、A T M / C D利用手数料金額および振込手数料金額との合計額が払い戻すことのできる預金金額（当座貸し越しを利用できる金額を含みます。）を超えるときは振込をすることができません。

8. 代理人の方による取引

- (1) 代理人（カードの名義人である法人等が指定した1名に限ります。）が預金の預け入れ、預金の払い戻し、振替および振込の依頼をする場合には、法人等から代理人の署名、暗証を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名を入力しない場合は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

9. A T M / C D故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により当行のA T Mによる預金の預け入れを行うことができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の預け入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行のA T M / C Dによる預金の払い戻しができないときは、窓口営業時間内に限り、当行がA T M / C D故障等の際における取り扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口により預金の払い戻しをすることができます。
- (3) 前項による預金の払い戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に法人等の名称、代表者名（代理人が払い戻しを受ける場合には、この他に代理人名）金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、第1項による預金の預け入れを行う場合は、当行所定の入金票に、法人等の名称、預入金額を記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等によりA T Mによる振込ができないときは、窓口営業時間内に限り、前記第2項、第3項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

10. カードによる払戻、預入金額等の通帳記入

カードによる預金の預け入れ、預金の払い戻しの金額（振替・振込資金として払い戻した金額を含みます。以下同様とします。）A T M / C D利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の本支店の窓口に出すときにいたします。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、カードご利用口座が普通預金（リーフ口）または当座勘定の場合、別途お渡しする「預金取引明細表」「当座勘定照合表」に記載します。

11. カードの紛失、届出事項の変更

- (1) カードを紛失した場合には、直ちに本人から当行所定の書面によって当行に届け出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払い戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを紛失した旨の電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
- (3) 法人等の名称、代表者、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを紛失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

12．暗証照合等

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。なお、当行のＡＴＭを使用して、お届けの暗証を変更することもできます。この場合前条第３項の定めにかかわらず書面の提出は不要とします。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、ＡＴＭ／ＣＤの操作もしくはカードによる窓口での取引の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払い戻しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この預金の払い戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (3) 当行本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書に記入された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ預金の払い戻しをした場合にも前項と同様とします。

13．ＡＴＭ／ＣＤへの誤入力

ＡＴＭ／ＣＤの利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

14．解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを取引店に返却してください。なお、当行当座勘定規定または普通預金規定等により、預金口座が解約された場合も同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

第 16 条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預け入れまたは払い戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過し、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合

15．譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することができません。

16．規定の適用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書および振込規定により取り扱います。なお振込提携先のＡＴＭを利用した場合には、当行振込規定にかえて振込提携先の振込規定により取り扱います。

17．準拠法令、合意管轄

- (1) この規定およびこの規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この規定が適用される諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

18．規定の改定

- (1) 本規定を改定する場合は、当行本支店の窓口またはＡＴＭコーナーにおいて、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて告知することとします。
- (2) 改訂後の規定については、前項の告知に記載の適用開始日以降の取引から適用開始するものとします。

以 上